

第5章 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

事後調査を行うこととした各項目について、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針を表 5-1 に示す。

表 5-1 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

項目	細項目	調査項目	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
工事計画確認調査		工事計画、工事方法、環境保全対策の実施状況	事後調査の結果、大気質、騒音・振動及び水質に係る著しい環境影響は見られなかった。
発生源強度確認調査	建設機械騒音	騒音レベル	
	建設機械振動	振動レベル	
大気質	建設機械排ガス	浮遊粒子状物質、二酸化窒素、風向・風速	
	建設作業粉じん	降下ばいじん	
	資材等運搬車両排ガス	浮遊粒子状物質、二酸化窒素、風向・風速	
騒音・振動	資材等運搬車両騒音	騒音レベル	
	資材等運搬車両振動	振動レベル	
水質	アルカリ性排水	pH	
	濁水	SS	
植物	エビネモニタリング調査		<p>事業予定地東側隣接地の法面工事の範囲に含まれるエビネの移植を行った。</p> <p>なお、移植後に当該個体のモニタリングを行った結果、一部個体の消失は見られるものの、移植株周辺で新芽が見られており、生育状況は概ね良好であることを確認した。</p> <p>なお、供用後も引き続き移植株の生育状況を確認するため、移植先のモニタリングを行い生育状況の確認に努める。</p>
生態系	オオタカモニタリング調査		事後調査の結果、生態系に係る著しい環境影響は見られなかった。